

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第30期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 弘一

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 眞柄 光孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 眞柄 光孝

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社東京支店
(東京都豊島区巣鴨一丁目2番5号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第30期 第3四半期連結 累計期間	第30期 第3四半期連結 会計期間	第29期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (千円)	3,538,205	953,684	4,800,918
経常利益又は 経常損失() (千円)	145,997	75,765	419,716
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (千円)	79,942	46,233	172,194
純資産額 (千円)		4,323,041	4,388,298
総資産額 (千円)		5,853,409	6,091,404
1株当たり純資産額 (円)		823.45	819.89
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 四半期純損失() (円)	15.03	8.75	32.03
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)		73.9	72.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	56,490		736,376
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	100,430		35,951
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	115,093		265,776
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)		1,810,232	1,993,010
従業員数 (人)		133	126

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 潜在株式調整後の1株当たり四半期(当期)純利益については、第30期第3四半期連結会計期間は1株当たり四半期純損失が計上されているため、第29期及び第30期第3四半期連結累計期間は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	133
---------	-----

(注) 従業員数は就業人数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	94
---------	----

(注) 従業員数は就業人数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
印刷機器関連事業	1,034,043
合計	1,034,043

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
印刷機器関連事業	845,625	504,517
合計	845,625	504,517

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
印刷機器関連事業	953,684
合計	953,684

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の創販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
SHANGHAI YI-HSIN INDUSTRY CO.,LTD	160,445	16.8
SUZHOU YI QUAN ELECTRONIC TECHNOLOGY	114,241	12.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第3四半期における経済情勢は、米国に端を発した金融危機の影響により消費や生産が落ち込み、第3四半期以降も全世界的な規模で景気の減速が急激に進行しております。また、円高の影響により企業収益の悪化が更に深刻になるなど、非常に厳しい状況で推移しております。

このような厳しい経済情勢の中、当社グループは特殊印刷の基本技術を基軸にし、それらを支える周辺技術の確立とそれらの技術をお客様への積極的な提案営業を展開し、市場の要求にお応えすべく事業活動を展開いたしました。

しかしながら、当第3四半期連結会計期間における売上高は9億53百万円、営業損失は42百万円、経常損失は75百万円、四半期純損失は46百万円となりました。

（2）財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産は前連結会計年度末と比較して2億37百万円減少し、58億53百万円となりました。これは主に現金及び預金が1億82百万円、受取手形及び売掛金が2億2百万円、固定資産が29百万円それぞれ減少し、その他の流動資産が1億8百万円増加したことによるものであります。負債は、前連結会計年度末と比較して1億72百万円減少し、15億30百万円となりました。これは主として支払手形及び買掛金が1億3百万円、未払法人税等が1億3百万円減少したことによるものであります。純資産は、前連結会計年度末と比較して65百万円減少し、43億23百万円となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、18億10百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローでは、3億45百万円の支出となりました。これは主として税金等調整前四半期純損失の計上78百万円、売上債権の減少69百万円及び仕入債務の減少2億41百万円、法人税等の支払額75百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、87百万円の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出29百万円、無形固定資産の取得による支出10百万円、投資有価証券の取得による支出49百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは52百万円の支出となりました。これは自己株式の取得による支出13百万円、配当金の支払39百万円によるものであります。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありませぬ。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行なう者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入しております。

本方針に対する基本的な考え方

当社取締役会は、株式の大規模買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様にご委ねされるべきものであると考えます。

もっとも、大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様にご該行為の是非及び株式継続保有の是非をご判断いただくためには、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様にご適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様にご大規模買付行為の是非や株式継続保有の是非を判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様
の判断のための必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情
報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けな
がら意見を形成し、公表する所存であります。さらに必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善に
ついての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行ないます。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規
模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案をご検討いただく
ことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付者が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行なわれ
ることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以
下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要

イ．情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは 事前に大規模買付者が当社取締役会に対
して必要かつ十分な情報を提供し 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規
模買付行為を開始するというものです。

具体的には、まず、大規模買付者には当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠
法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルール
に従う旨の意向表明をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様
の判断及び当社取締役会としての意見形成のための必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」とい
います。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただいた情報
を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対
して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なります
が、一般的な項目は以下の通りです。

- a．大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンド
の場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、
資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報
を含みます。）
- b．大規模買付者の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引
の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みま
す。）
- c．当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を
含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- d．当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グ
ループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事
業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」とい
います。）
- e．当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グ
ループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社
株主の皆様
の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する
時点で、その全部または一部を開示します。

ロ．取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締
役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付に
よる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会に
よる評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期
間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取
締役会としての意見を形成します。そして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にの
み開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等
の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最
大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必
要に応じて大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締
役会として当社株主の皆様に対し、代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本
必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公
表いたします。

八．独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗処置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。当社取締役会は、前述の事項の検討及び判断をなすに際して、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告するものとします。

独立委員会は、その判断の合理性、客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが出来るものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について求める等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対して勧告を行いません。この勧告は、当社取締役が株主の皆様に対して公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗処置の発動または不発動につき速やかに決議を行なうものとします。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保しています。また、当社取締役会の決定に際しては、当社監査役の意見も尊重したうえで決定することにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保しています。

大規模買付行為がなされた場合の対応

イ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗処置はとりません。（当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等をすることはございます。）

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、当社監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められると当社取締役会が判断した時には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗処置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗処置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また、当社監査役の意見も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は32百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,780,000
計	15,780,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,722,500	5,722,500	ジャスダック証券取 引所	単元株式数 1,000株
計	5,722,500	5,722,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日		5,722,500		1,075,400		942,600

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 424,000		
完全議決権株式(その他)	5,249,000	5,249	
単元未満株式	49,500		
発行済株式総数	5,722,500		
総株主の議決権		5,249	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社保有の自己株式289株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ナビタス株式会社	大阪府堺市堺区石津北町 9番1号	424,000		424,000	7.41
計		424,000		424,000	7.41

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	369	427	427	393	380	372	340	301	287
最低(円)	352	365	370	353	355	330	280	260	260

(注) 株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,810,232	1,993,010
受取手形及び売掛金	² 1,017,715	² 1,219,913
商品及び製品	117,074	103,231
仕掛品	378,684	329,167
原材料及び貯蔵品	93,508	88,474
その他	230,079	122,064
貸倒引当金	3,455	3,240
流動資産合計	3,643,839	3,852,622
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	675,753	685,124
土地	1,027,570	1,027,570
その他(純額)	104,632	114,801
有形固定資産合計	¹ 1,807,956	¹ 1,827,496
無形固定資産		
投資その他の資産	59,011	78,579
投資有価証券	220,614	213,951
その他	124,627	118,834
貸倒引当金	2,640	80
投資その他の資産合計	342,601	332,705
固定資産合計	2,209,569	2,238,782
資産合計	5,853,409	6,091,404
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,113,169	1,216,700
未払法人税等	26,578	129,589
賞与引当金	18,231	50,114
その他	156,213	95,767
流動負債合計	1,314,193	1,492,172
固定負債		
退職給付引当金	45,567	49,144
役員退職慰労引当金	168,108	159,288
その他	2,500	2,500
固定負債合計	216,175	210,933
負債合計	1,530,368	1,703,105

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,075,400	1,075,400
資本剰余金	942,600	942,600
利益剰余金	2,493,790	2,493,726
自己株式	184,128	150,407
株主資本合計	4,327,661	4,361,319
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,693	18,221
為替換算調整勘定	7,073	8,758
評価・換算差額等合計	4,620	26,979
純資産合計	4,323,041	4,388,298
負債純資産合計	5,853,409	6,091,404

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	3,538,205
売上原価	2,617,710
売上総利益	920,495
販売費及び一般管理費	755,609
営業利益	164,885
営業外収益	
受取配当金	4,845
受取賃貸料	10,402
雑収入	4,962
営業外収益合計	20,210
営業外費用	
為替差損	32,576
雑損失	6,521
営業外費用合計	39,098
経常利益	145,997
特別損失	
投資有価証券評価損	4,617
その他	229
特別損失合計	4,847
税金等調整前四半期純利益	141,150
法人税、住民税及び事業税	60,344
法人税等調整額	863
法人税等合計	61,208
四半期純利益	79,942

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	953,684
売上原価	716,503
売上総利益	237,181
販売費及び一般管理費	280,144
営業損失()	42,963
営業外収益	
受取配当金	2,177
受取賃貸料	3,459
雑収入	1,081
営業外収益合計	6,718
営業外費用	
為替差損	36,252
雑損失	3,269
営業外費用合計	39,521
経常損失()	75,765
特別損失	
投資有価証券評価損	2,801
その他	117
特別損失合計	2,919
税金等調整前四半期純損失()	78,685
法人税、住民税及び事業税	32,485
法人税等調整額	33
法人税等合計	32,451
四半期純損失()	46,233

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	141,150
減価償却費	86,367
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,774
賞与引当金の増減額(は減少)	31,817
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,577
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8,819
受取利息及び受取配当金	7,468
支払利息	1,201
為替差損益(は益)	23,186
有形固定資産除売却損益(は益)	224
投資有価証券評価損益(は益)	4,617
投資事業組合運用損益(は益)	3,023
売上債権の増減額(は増加)	251,472
たな卸資産の増減額(は増加)	70,498
仕入債務の増減額(は減少)	149,291
未払消費税等の増減額(は減少)	2,413
その他	10,103
小計	252,495
利息及び配当金の受取額	7,468
利息の支払額	1,201
法人税等の支払額	202,270
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,490
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	39,492
無形固定資産の取得による支出	16,575
投資有価証券の取得による支出	49,963
出資金の分配による収入	5,601
投資活動によるキャッシュ・フロー	100,430
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	34,437
配当金の支払額	80,656
財務活動によるキャッシュ・フロー	115,093
現金及び現金同等物に係る換算差額	23,745
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	182,778
現金及び現金同等物の期首残高	1,993,010
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,810,232

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
会計処理の変更 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 1,594,843千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 1,537,263千円
2 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 26,942千円	2

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 給料手当及び賞与 233,472千円 賞与引当金繰入額 10,834千円 退職給付費用 7,230千円 役員退職慰労引当金繰入額 8,327千円 貸倒引当金繰入額 3,177千円

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 給料手当及び賞与 72,891千円 賞与引当金繰入額 9,748千円 退職給付費用 2,434千円 役員退職慰労引当金繰入額 3,030千円 貸倒引当金繰入額 2,899千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定と一致しております。 1,810,232千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,722,500

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	472,599

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	40,142	7.5	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金
平成20年11月4日 取締役会	普通株式	39,736	7.5	平成20年9月30日	平成20年12月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

単一セグメント(印刷機器関連事業)につき該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「日本」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	アジア	その他	計
海外売上高(千円)	366,025	9,639	375,664
連結売上高(千円)			953,684
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	38.4	1.0	39.4

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	アジア	その他	計
海外売上高(千円)	1,366,869	11,195	1,378,064
連結売上高(千円)			3,538,205
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	38.6	0.3	38.9

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する国または地域の主な内訳は次のとおりであります。

アジア：中国、タイ、香港、韓国、インドネシア等

その他：アメリカ等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
823.45円	819.89円

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	15.03円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	79,942
普通株式に係る四半期純利益(千円)	79,942
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	5,319,659

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	8.75円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純損失については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	46,233
普通株式に係る四半期純損失(千円)	46,233
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,281,865

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第30期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）中間配当については、平成20年11月4日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を決議いたしました。

配当金の総額 39,736千円

1株当たりの金額 7円50銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

ナビタス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉田 敏宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナビタス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ナビタス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。